

臺灣總督府  
臨時情報部

# 報部

昭和十二年九月十日創刊  
昭和十四年十月一日發行  
（每月一日、十一日、廿一日發行）



- ☆ 地方總選舉取締に就て  
警務局保安課
- ☆ 管理米購入要綱  
米穀局米政課
- ☆ 國家總動員業務委員會に於ける森岡會長の挨拶
- ☆ 内外新聞論調

○地方情報 ○旬間日誌

十月上旬號

【號五十七第】

# 護れ興亞の兵の家

興亞の礎として散華した英靈を追悼し、父なき子を抱く遺族に想いを馳せ、或はその手を、その足を國家に捧げた傷痕の勇士の手となり、足に代ることは、これ國民最高の義務であり、大和魂の顯現である。

九月十八日(月)

▼八月中に於ける北中南支の綜合戰果甚大、敵三十萬と交戦、二萬二千を殲滅、鹵獲品多敷 ▼滿洲事變八周年記念日

九月十九日(火)

○小林總督、島内視察の途に就く ○臺灣製糖用棉花配給組合創立 ▼定例開議に於て、物價・貸金引上禁止を決

## 旬間日誌

定 ▼阿部内閣政務官正式決定  
日・蘇現地交渉、双方圓滿裡に成立、共同コミニケ發表 ▼「長期戦を欲するならドイツは斷乎應戦す」ダンチヒにてヒットラー總統獅子吼

九月二十日(水)

○輕金屬製造事業法公布 ▼「太平洋に戰禍の波及を希望せず、米は猜疑心を一擲せよ」帝國政府、外務省情報

部長談の形式で日米關係につき見解をのべ歐洲戰爭に介入せざる旨闡明 ▼阿部内閣、政綱政策の具體化を圖るべく會合を開催 ▼ノモンハン戰場合同慰靈祭、ソ聯代表參加のもとに、將軍廟南方蓮華山で嚴肅に執行さる ▼汪兆銘・王克敏・梁鴻志三巨頭會談南京で開催、こゝに新中央政權確立の基本的態勢成立

九月二十一日(木)

○臺灣新民報社、第三回募集、皇軍慰問金、三萬二千七百餘圓を總務長官に交付、處分方を依頼す ▼汪兆銘氏新政府樹立に邁進すべき決意を表明

九月二十二日(金)

○第三回臺灣茶輸出組合創立總會開催 ▼中國維新政府、汪兆銘氏の中央政權樹立運動に絕對支援の宣言を表明 ▼獨・蘇兩國政府、ポーランドを分團獨蘇分界線を公表す

九月二十三日(土)

▼臨時政府、汪兆銘氏を絕對支援する旨の聲明を發表す ▼吳佩孚氏、側近者に和平救國の熱情を吐露

九月二十四日(日)

○秋季皇靈祭  
九月二十五日(月)  
○臺中州新高港築港起行式、小林總督臨場の下に舉行さる

九月二十六日(火)

○政府の低物價政策に順應、島米最高價を決定實施 ○武漢攻略以來、赫々の武功を建てし中島部隊長歸還 ▼首相の權限強化案閣議で決定

九月二十七日(水)

○森岡總務長官、島内視察の途に就く

九月二十八日(木)

▼國家總動員法施行の統督に關する勅令公布

外國は印▼ 内國は印▼ 内島は印○

## 地方總選舉取締に就て

警務局保安課

臺灣の地方制度が改正になつてからもう四年の歳月が立ちました、この十一月二十二日には市會議員、街庄協議會員の第二回目の總選舉が行はれるのでありますが、偶々今回の選舉は國を擧げて大聖戰のさ中に行はれるといふことは誠に意義深いものがあると思ひます。

國運を外に發展せんがためには國內銜後の護りは一層堅くなければならぬのであります。此の意味に於きまして市街庄の昂揚は又興亞の一礎石であるのであります。

而も市街庄の盛んになることは實に之が運用に當る

人如何に繋つて居るのであります、從て市會議員なり街庄協議會員なりを選舉する處の投票權の行使如何は極めて重大な結果を齎すことゝ爲ると云ふことを深く考へなければなりません。即ち選舉民の行使する一票は能く地方團體の進運を左右するのであります。故に選舉權者に於ては眞に自己の是なりと信する有能意識の士を擧げ、以て地方行政の伸展を期すると云ふ熱烈なる愛郷心に基いて投票權を行使すべきでありまして、假令どのやうな誘惑があらうとも又厭迫があらうとも斷じて之に動かされないと云ふ信念が必要なのであります。即ち、赤心一票、眞心をこめた一票で

なくてはならぬのであります、これが我々臣民に與へられた權限、他面から申しますと我々の義務を忠實に履行する所以とも相成るのであります、斯くの如く選舉權を完全に行使することは延ては萬民輔翼の臣民道の實踐に外ならないのであります。選舉人の一人一人に此の強い信念さへあれば假令如何に競争が激甚化しても、或は情實に支配され、或は節操を破るといふが如きことは絶対にあり得ないと信するのであります。

選舉取締規則に色々と選舉運動の制限を定めたのも畢竟此の自由にして且公正なる投票權行使を保護せんがためであります。故に選舉に對する警察取締の目的も投票權保全の一語に盡きるといつても過言ではありません。從つて警察は選舉人のために候補者、運動員のために好き保護者たる立場に在るのであります。併し乍ら一度此の投票權行使の自由を妨げ又は公正を害ふが如き行爲ある場合に於ては警察は嚴然として取締の手を下す必要があるのであります。

曩の第一回市會議員、街庄協議會員總選舉及其後の州會議員選舉又は時々行はれました補缺選舉等の經驗によりますれば、投票買収、投票妨害といふ様な選舉の實質を害する所謂惡質犯は極めて少く大體に於て良好な成績を収めたのであります、時局下の今次選舉に於ては一層の緊張と自勵の必要を痛感する次第であります。

次に今次の選舉運動に就て御考慮を願ひたい諸點を申述べて見たいと存じます。

先づ一般選舉人は選舉の本義を十分に辨へ、取締規則等の趣旨も充分理解に努められたいのであります。之が爲には選舉に關係した色々な集り、例へば指示會とか懇談會とか又は保甲會議等には振つて出席せられ、これからは色々と配られることゝ思ふ選舉心得書等をよく讀んで置いていただきたいのであります。又候補者、運動員は特に規則の全般に涉つてよく頭に入れて置かれたいのであります。僅かな不注意や不勉強から思はない結果を招くことも尠くないのであります。

例へば取締規則によると立候補をするときか、運動員の選任があつたときか、文書圖書の頒布とか掲示をする様なときか、選挙事務所を設ける様なときには夫々届出をしなければならぬ。又休憩所其他之に似た設備を設けることは禁ぜられて居るのでありますから御注意を願ひたいのであります。

又取締規則中にもお互によりよい選挙を行ふために候補者が申合せをすることがあります。即ち所謂協定事項でありまして、例へば労務者の数の制限とか、運動員に支給する實費辨償の額等は此協定事項を以て規定するのが普通であります。これまた規則同様にお互によく守つて行きたいものであります。

次に戸別訪問の問題であります。之はさきほど警務局長談話として新聞紙上にも発表になりました通り、今直に一律に法令で之を廢止することに付きましたは尙ほ相當考慮の餘地がありませんから、今は之を行ひませぬが、市會議員選挙では議員候補者等が自肅的に廢止の申合を爲したときは當局

四

は之に對し好意的支持を與ふこととし、街庄の選挙では従前通りとして何等變更を爲さないことゝ方針が定つたのであります。従て市會議員候補者等が戸別訪問廢止の中合を爲した際は關係諸團體は勿論、一般有権者の理解ある御協力を御願し以て此の運動をして有終の成果を擧げ得る様に希望し期待して居る處であります。然らば戸別訪問とはどんなことかと申しますと、一口に言へば選挙人の住所とか居所等を一々訪問してだれだれを選挙してくれと言つて廻ることでありませんが、必ずしも選挙人に直接會はないでも、例へば候補者の名刺を丁度引札を配るときに配にして一人一人の選挙人住居に配つて歩くことも戸別訪問と認められます。また此の場合何にも挨拶もせずだまつたまま立去りましても同じであります。

又一軒一軒つづけて訪問することでありませんが、今日は三軒、明日は二軒と云ふ風に行つても連續訪問の積りで計畫的にそれをやるとやはり戸別訪問になるのであります。

尙今申しました様なことを投票を得、又は得しめ、又は得しめざる目的の下に爲さるゝと、即ち選挙法の云ふ戸別訪問となるのであります。従て何等此の種の目的なくして單に訪問を爲すことは之に該當しないのであります。

次に選挙運動は何時から行ふことが出来るかと云ふと選挙期日の告示がなければ出来ないのであります。この告示前は絶対に何人と雖も選挙運動を爲すことは許されないのであります。此の違反は前回の選挙にも相當ありましたので今回はこの様な違反がない様に希望する次第であります。

次は選挙運動を行ひ得る者はどんな範囲の人かと申しますと、之は候補者及運動員でなければ演説又は推薦状に依る選挙運動以外はやれない、そして選挙運動員となるには選挙権を有することが必要と爲つて居りますから、之をもたないものは運動員として働くことは出来ないであります。候補者又は運動員以外は演説をやるとか又は推薦状に依る以外は選挙運動は出来

ないのであります。競争が白熱化した場合或は苦戦に陥つた場合等には往々にして親戚友人等に依つて之に違反することがありますので御注意を御願ひ致し度と存じます。

演説とか文書に依る選挙運動、即ち演説とか文書によつて候補者の識見を選挙民に公表して堂々と争ふことは最も望ましいことではありますが、其の内容は飽く迄眞摯嚴肅を旨とし苟も總動員體制下の國民意識に反するとか、又は内憂一如舉島總親和の趣旨に悖る様なことのない様に留意したいものであります。

次に選挙に關する買収、利害誘導、妨害行爲であります。即ち選挙人や選挙運動者に對してお金だとか品物で投票を買収したり、選挙人又は選挙運動者に直接關係のある社寺だとか祠廟、學校、會社、組合等又は市街庄等に對する用水、小作、債權等の直接利害關係を利用して之等の人々を誘導したり、おどしたりして投票を得又は得しめない様にすること、候補者の身分、職業、經歷等に關して虚偽のことを公表して選

五

擧の訪害行爲を爲すことは最もわるい選挙違反でありまして、もし斯様なことがありますと選挙界を極めて不明朗にするのみならず、延ては本島地方行政に對し洵に由々敷悪影響を及ぼすこととなりましますので、今からかゝる悪弊に染まない様官民協力して努むる必要があるであります。

尙我國は前古未曾有の聖業を遂行しつつあるのでありまして、此際物資の節約資源の尊重は日本國民として最も大切な事でありますから、選挙運動を通して又やたらに物資の浪費を爲さない様、及時節柄をも辨へず徒に奇矯奇激に互る様な運動をして人の目を集めると言ふ様な事は極力避ける様に心懸けなければならぬと存する次第であります。

以上を腹の中に置かれて赤心一票以て此の時局に相應しき明朗公正なる選挙を行ひ、事變下に於ける五百萬島民の自覺と赤誠を遺憾なく發揮せられんことを御願ひ致しまして私の御話を終りと致します。

(臺北放送局に於ける下村課長の講演)

### 臺灣地方自治協會宣傳標語

捨てるな一票正しく選べ  
選べ人物郷土の資源  
一票に示せ内臺總親和  
小さな一票大きな使命  
一票に正しく伸びる市街庄  
二十二日は赤心一票  
キヨキ一ベウカナニテモ  
心に愛國手に一票  
義理は禁物人物本位  
立つも選ぶも時局を胸に



## 管理米購入要綱

米穀局 米政課

### 一、買入計畫

米穀局は月別移出計畫、先物販賣契約、輸送計畫、糶業者の糶買付準備等の爲にも相當の期間を置き、豫め買入計畫を立てる必要があるが、二期作米に於ては先づ十月初に差當り、十一月、十二月の買入計畫を州廳と協議の上立てる。

而して計畫は各地方に於ける收穫時期の差違或は丸糯米の如き特殊事情のあるものもあるので之を種類別、旬別に決める。

### 二、買入數量の割當

買入計畫を立てば之を計畫通りに納入して貰ふやうに各州廳に割當てるのであるが、特に納入組合の如きものを設立せず州廳に於ては既存の同業組合及産倉協會(協會のない所は個々の産倉に)に割當てる。但し同業組合及産倉協會への割當の割合は各々州廳に協議の上米穀局に於て適當に之を定める。尙花蓮港廳、臺東廳の如き現在米穀検査所もなく出廻の少ない所は別に考慮する。

### 三、納入數量の個別的割當

同業組合及協會が州から米穀の割當を受けた時は之

を組員又は會員に自治的に割當てる故に現在に於ける移出米糶摺業者又は農産倉は各個に種類別、旬別の納入割當を受けることになる。此の割當は過去の実績の比率に依る事を原則とするが、各工場特殊事情に依り一率に行ひ難い點があればかならずしも之に依らずして適當割當をすればよい。而して一度割當を受けたならば之は米穀局の販賣計畫と緊密な關係のあるものであるから正當の理由なくみだりに納入數量を變更される事は困るので嚴守してもらふ積りである。

#### 四、検査

納入割當に依り業者から賣渡の申込があれば買入検査を行ふのであるが、其の方式は従來の移出米検査と大差なく、又現在同業組合其他に於て行つてゐる豫備検査は其の儘やつて貰ふ積りである。

今回は政府は内地市場に對し自ら販賣者としての責任を負ふものであるから、従つて検査も更に慎重なるを要するが、人的設備は現在の検査と異らぬので検査數量を可成平均的に統制する必要があるので毎日の賣

渡申込も可成統制したい考へである。

#### 五、買入

検査に合格した米穀は直に買入れる。買入の場所はほゞ現在の移出米検査倉庫と同じであるが、多少之を整理したい考へである。

#### 六、代金の支拂

代金は其の請求に依り各地方事務所支拂ふ方針として準備を進めて居るが、基隆事務所管内は寧ろ本局で支拂ふを便宜とし、花蓮港は差當り買上米穀の數量も少いので之も本局で支拂ふこととした。

### 管理米納入心得

#### 一、買入計畫

(一) 米穀局は大體十月初一月乃至三月分の月別、旬別買入數量を州廳別、種類別に州廳と協議して定む

るものとす。

爾後の分は十二月乃至一月頃定むるものとす。

#### 二、買入數量の割當

(一) 米穀局は旬別買入數量を州廳と協議の上之を摺摺業者及農産倉庫(産業組合の利用倉庫を含む)の納入數量に區分して決定す。

(二) 州は摺摺業者の分は同業組合、農倉(利用倉庫を含む)の分は産倉協會(産倉協會無き州は個々にして夫々(一)の數量の割當を爲さしむるものとす。

(三) 州廳に於ても(二)の割當數量の米穀は必ず之を計畫通納入せしむる様督勵傳達するものとす。

#### 三、納入數量の個別的割當

(一) 同業組合及協會が州より納入米穀割當の示達を受けたる時は概ね左の標準に依り之を組員(又は會員)に割當つるものとす。

一 組員(又は會員)の最近三年間(期別)に於ける

移出米取扱実績の比率に依る、但し右に依り難きものは他との權衡を考慮の上適宜割當を爲さしむるものとす。

二 正當の理由ある場合は前項の割合を變更することを得。

(二) 組合及協會が個別的割當を爲したるときは州及び當該米穀事務所に之を通知するものとす。(三)の州廳が各個人に割當たる場合も同様とす。

(三) 組員(又は會員)が正當なる理由なくして割當られたる數量を納入せざる時は原則として將來に互り之が割當を爲なさざるものとす。

#### 四、賣渡の申込

(四) 納入者割當を受けたるときは直に其の割當數量の米穀を必ず期限内に納入すべき旨の意志表示を米穀事務所又は出張所に爲さしむるものとす。

#### 五、検査

(五) 米穀賣渡の申込ありたるときは事務所、出張所



## 國家總動員業務委員會に於ける森岡會長の挨拶

近代の戦争に於ては戦勝目的達成の爲に國家のあらゆる人的、物的資源を最も有効適切に集中統合し其の最大の能力を發揚することを必要とするのであります。即國家戦力の源泉たる國民の精神力の昂揚を計ると共に軍需の充足、生産の擴充、輸出の振興、國民生活確保の爲に物資、人員、資金、産業交通施設、科學等を平時の状態より非常時の體制に移行せしめ之を統制運用する所謂國家總動員計畫が不可欠の要件となつて參るのであります。歐米列強は歐洲大戰の経験に基き大戰の終了するや直ちに國家總動員計畫の研究及設定に着手したのであります。我が國に於きましても大正七年軍需工業動員法が施行せられたのを始とし昭和四年には資源調査法、昭和六年には重要産業の統制に關する法律が制定され、引続き各

種單行法の施行により重要資源の統制を強化して參つたのであります。支那事變の勃發致しまするや産金法、製鐵事業法、臨時資金調整法、輸出入品等に關する臨時措置に關する法律等平和産業より戦時經濟へ轉移するに必要なる法令の制定を見たとありますが、更に戦時體制強化の必要上昨年國家總動員法が制定せられ、機に臨み時に應じて國家總力戦に遺憾なきを期せられて居る次第であります。

一面總動員機構も軍需局、資源局と變遷整備を見ました。昭和十二年には企畫院が設置せられ平時時に於ける綜合國力の擴充運用に關する重要事項の處理統制並に國家總動員計畫の設定及之が遂行に關する各廳事務の調整統一を管掌せしめ、更に昨年九月には國家總動員業務

委員會を設けて内閣總理大臣の監督の下に各廳總動員業務の調整統一及び其の適正圓滑なる遂行を期して居る次第であります。

本府に於ては從來調査課に於て之等の事務を執つて參りましたが、本年七月新に企畫部を設置して本島に於ける國家總動員に關する基本計畫案の設定、中央との折衝、各部局との連絡に當らしめ、又今回總督府に國家總動員業務委員會を設置して總督の諮問に應じて國家總動員業務に關する重要事項を調査審議すると共に府内外各關係方面との連絡調整を期して居る次第であります。

支那事變も既に二年餘を経過致しましたが、御稜威の下忠勇なる皇軍將兵奮闘により前古未嘗有の戦果を收

め、抗日政權の實力著しく減退し、又近く強力なる新中央政府の成立を見んとするの趨勢に在りますことは洵に同慶に存する次第であります。

然し乍ら事變を處理して東亞新秩序建設の聖業を完遂するには前途猶幾多の困難が豫想せられ、歐洲戦局と之が及ぼす影響も亦俄に逆晴し難き情勢であります。従つて國家總力の發揮は今後益々緊要性を加ふるものであります。本島總動員業務委員會の使命亦頗る重大なるものと信するのであります。

茲に第一回委員會を開催するに當り聊か所懐を述べて各位の深甚なる協力を煩す次第であります。



# 内外新聞論調

## △洞庭湖の作戦 一九三六

**大朝** 支那に於ける我が軍の本年作戦は概ね既占領地帯に於ける殘敵掃蕩戦をもつて終結した爲に蔣政権の如きはこの情勢をもつて日本の国力衰頹の兆であるかの如く誤解したが今回の洞庭湖東方地區に於ける中支派遣軍の攻撃前進はこの逆宣傳を粉砕する力は大きい。

即ち敵を長沙方面に向つて壓迫し、長江過江部隊の活躍を我が左右翼部隊の豫備的活動と見るならば必ずや中央岳州地區にあつて待機中の主力部隊の策動し来るべきを想像し、果して二十三日前記主力部隊の粵漢線地區に於ける攻撃前進を開始し、その戦線湖北、湖南、江西の三省に跨り、その影響の波及する所洵に

甚大であるとし、即ち(一)ノモンハン停戦に依り日本軍に餘力あることを重慶側に映じ相當のショックを與へ(二)今次作戦の當面の敵第九戰區軍六十一箇師を撃滅することは戰略的にも政略的にも重慶政権の存立を脅かし、即ち政略上の見地より見れば、武漢に於ける汪兆銘氏の中央政權運動に對する武漢政務委員會の地盤を提供し、而し他湖南政略の結果として兩廣に於ける汪氏の和平運動が一段と活況を呈するであらう。

## △外交陣刷新の目標 一九三六

**大朝** 西部戦線の花々しい閉塞なきを以て波瀾終焉と見るべきでなく、假りに獨逸が英國の撤兵要求に聽従するとすればナチ政権の壊滅を意味するやうに、

よく諒解せしめつゝ將來の世界平和の基礎工作に資せんためでありたい。

## △歐洲戦局の動向 一九三六

**大朝** 戦局の豫想は至難で、意外な發展をする事が多い。逼迫した歐洲諸國の政略戰略的真相を考察すれば、獨逸はソ聯と提携する事で英佛と戦はずにポーランド問題を解決し得るものと考へたし、一方英佛はポーランドを援助する態度を明示することにより、戦はずして獨逸の對波實力行動を抑制し得るものと信じてゐた。處が遂に戦火の爆發となつたのは、戦ひは勢なり古語の例へ通りである。それにもかゝらず獨逸は開戦後もその實力行使は波の處分に止め、英佛に對しては自ら進んで戦はぬ腹であり、英佛も疾風迅雷ドイツに攻勢をとらねばならぬ管であるのに、宣傳ばかりで軍事行動は一向に涉らない、然らば今後一般戦局の動きはどうなるであらうか。

ヒットラーはマイン・カッツに明記してゐる様に東進政策をとる爲、西方、南

方進出を断念し、確實安全な膨脹策により先づ周圍手近な土地を併せ国力武力を増強してゐる。ソ聯との提携の如きも一時の方便で決して、その東進政策を放棄したのではない。

英國は面目問題以上に、歐洲で自國の覇をまし制する爲の傳統的政策をとるだらう。

従つて、長期戦は免れまい、英佛は武力的勝利に努めると共に、老練な外交戦により宣傳戦により、或ひは經濟戦によつてドイツ撃滅に邁進するだらう。

## △日本と妥協を圖れ

**英** ラウンド、テンプル誌(九月號)は日英關係と題する左の要旨の論文を掲載した。

「一部論者は日英同盟が繼續されてゐた

英國が波瀾の既成事實を容認すれば全英帝國の精神的、政治的崩潰の外はあるまいと考へられる。かくて歐洲の禍亂は、長期化する宿命にありと断ずるの外はない。しかも此歐洲第二次大戦の主役は英獨二大陣營の外ソ聯も亦介在してゐる。かやうに複雑怪奇なる歐洲情勢は亦米國の對歐對東態度にも影響少からじと見通されるのである。かうした重大なる局面に當つて野村新外相を見るは頗る至當である、同時に不介入原則に基づく遣外使臣の更迭は急務でありとなし、即ち不介入とはこれらを越えて東亞建設の歴史的使命への一踏邁進である。

あらゆる外力に依存しない、並にどさくさに紛れて功利的、報道的に行動することの不可にして皇國の眞姿を堂々と堂々と新なる東洋文化育成の基本的立場に立つべきである。

少くともかやうな信念を立脚して初めて不介入原則の眞價を生じ、決して卑屈の代名詞ではない。故に親米政策のための新外相ではなく、東洋及太平洋の恒久的の和平及建設への我方の眞意をば

なら、極東の事態は悪化しなかつたらうと説いてゐるが、第二次日英同盟當時から既に支那に於て日英の利害は衝突して居た。日本の目的は支那に於ける政治的、經濟的霸權の確立であり、軍部も總健派も此の點では意見が一致してゐる。今次支那事變に際しては舉國一致、右の目的實現に邁進してゐるが、英國は之を妨害するものであるとして日本朝野の反感を招いてゐる。此の反英感情は實に日英の根本的利害對立から生じたもので兩者の孰れか政策を變更しない限り解消しない。日本が事變の爲に疲弊すると見るのは間違ひである。英國も目下の處實力を以て日本を牽制する餘裕がなく、又假に可能であるとしても之は賢明な方法ではない。だから英國としては主義上の立場と重要利益を毀損しない方法で日本と妥協を圖るべきである。右の爲には日本の困難な立場も充分諒解した上で、英米佛が九國條約を修正し日支問題解決に協力を申出るのが至當であらう。日支兩國が無益な闘争を繼續するのは遺憾なこと此の際日本が平和を希求してゐ

るのであつたら列國は日本の利益になる  
様大いに努力すべきである。

#### △獨戰闘力に悲觀論

**印度** スティマン紙は獨逸の戰爭耐久力につき、二日に互つて左の趣旨の社説を掲げた。

一、戰爭に際し、獨逸の蒙る最大困難は原料、勞働力及財政上の缺陷である。食料は既に饑飢状態となり、勞働力も著く拂底を告げ、耕作にも事欠く程で六十歳以上の女子が五十萬人も農業勞働者となつてゐる悲惨な現状である。就中、原料の缺乏は天下の周知の事實であるが、不足の限度は十分認識されてゐない。

二、最も重大なる品目は勿論獨逸は是が非でもルーマニアの生産を支配する必要があるが、ルーマニア産油は漸減を示し且僅かに獨逸の戰時需要の六分の一を供給し得るに過ぎない。

三、ドイツ産油は一九三七年に同國需要の三割五分を充足するに過ぎなかつたが平時に置いてすらこの様である

から況して幾層倍を要する戰時の窮況は思ひやられる。

ロ ドイツ産鐵礦不充足且品質粗悪でスエーデンよりの供給も軍事的、財政的理由により覺東ない。

ハ 石炭はかなり産出するが假にイタリヤがドイツに加緊したならばイタリヤの一年間を通ずる全石炭産出量は漸く英國の一日分にも達しないのを考へると、ドイツ、イタリヤが石炭の潤滑に悩まれる事が想像される。

ニ 其の他の金屬、護謨等に至つては、ドイツの弱味は一層顯著且重大なるものがある。

此の様にドイツ戰時經濟は辛ふじて三箇月の生命を保ち得るに過ぎずと豫言する地質學者があるのも怪しむに足らない。之に對しドイツの原料不足は殊に鐵物に富めるソ聯よりの供給で補ひ得ると樂觀する向があるが、ドイツに取つては更に財政家頭痛の種である。不可侵條約締結後と云へどもソ聯は無償でドイツに原料を供給するものでなく、又獨逸通商協定による二箇年約千五百萬ポンドの

對獨輸出等は些たる額であるでなくドイツが必要とする原料の大部分は輸出乃至外國爲替に依る支拂を要するが、同國の外國貿易は既に凋落に傾きつゝあり、然も過激なダンピングを行へる程勞働力の餘裕もなく一方全準備は殆ど凋落し、國內金融市場は困憊の極に達し、既に通貨は異常な速度でインフレーションに見舞はれてゐる。過去六箇年間に獨逸はかつて豫算を發表した事なく、公債の限度を知る事が出来ない。何しろドイツの戰爭能力については悲觀材料山積の状態である。

#### △日佛傳統的親善回復されん

**佛** 八月三十日夕、アントラジヤは日本との交渉が急務であると題するソングの記事を載せた。三十一日フイカロ・ド・ルメツソ

「獨逸條約で裏切られた日本は潔く其の事實を認め、勇敢に抗議した。日本の此の態度により、日佛間従来の種々の誤解が一掃され決して踏外してはならない傳

統的親善の道が再び開かれんとしてゐるのは慶賀の至りである」

八月三十一日 アクシオン・フランセーズ紙

「日本の態度に關しては安心してよい。然し、それについても未だ駐佛大使を迎へぬのは奇怪至極である」

八月三十一日 プチブルー・ブシヤン紙

「日本をして、ソ聯を牽制させる爲には英佛が日本の支那事變解決を援助すべきである、日本と結んで裏切られる惧は決してない。英國は既に租界問題を日本に譲るべき事を悟つた。佛國の東亞權益維持にも日本との提携が必要である」

八月三十一日 デパ紙

「ソ聯海軍が問題にならぬに反し、日本海軍は極めて有力で東亞に於て英佛を大いに脅かしてゐるので、獨逸條約の唯一の結果が日本の同情を英佛に向けた事実だとして英佛に大なる利益を齎したと云ふべきである。」

△内閣更迭と日米友好關係の復活

**米** 九月一日、トリビュン紙は社説に於て、日米關係に關し、大要左の如く論じた。

「獨逸協定が日本に與へた打撃は英佛に對するよりも遙に大きく、その結果、平沼内閣の總辭職となり、阿部新内閣は米國に對し友好的態度を執ることとなつた趣が報せられてゐるが、之は別に目新しいことではない。今次協定締結前より日本は斷えず英米共同戦線を阻止し米國とは出來得る限り友好關係を持続せんと努めて來た。此の機會に日米間に友好關係の復活する事は米國としても望む所であり、本はアジアに於て米國は兩米大陸に於て夫々安定勢力として行動し、互に干渉しない事がぞましく、我々はそれ以上の何もものを欲せず東洋に於ける英佛の權益を擁護し、或は支拂を援助する爲に日米國交を清する如きは愚の骨頂である。」

#### △日本と歐洲

**獨** 「ベルリナー・メルセンツァイツング」紙の外交通信員は「日本と歐洲」

と題する十二日夕刊の論説に於てドイツは歐洲戰爭の極東への擴大を阻止せんとする日本の意圖を充分に諒解し、且支那に新秩序を建設する爲凡ゆる努力を爲さんとする日本の決意を十分尊重してゐると述べてゐる。この諒解と尊重はイギリスがドイツ攻撃を開始して以來、一層その度を深めてゐると述べ、獨逸兩國に關する諸問題より或る程度遊離し、且又最初にドイツを粉砕し、それから世界の他の部分に於けるイギリスの優越に反抗する謀叛人にその關心を向けんと希望してゐる。イギリス究極の目的を洞察することによつて、日本の政治家達は新しい國際情勢に對する贊否を慎重に熟慮することが出来る。獨逸條約の締結と歐洲に於ける兩國間の緊迫解消は最初日本に於て強い反動を生んだ。これ等の反動は主としてニュースによつて惹起された驚愕に歸すべきである。日本人は此の點に於て自分側有利なるよう日本の一時的不安を利用せんとしたドイツの敵國によつて激しく後押されたが、彼等は完全な支持を與へてゐた譯ではないが、彼等が強く

固執してゐた外交政策の組織が弱められたと見た。又獨ソ條約の締結は日本に於ける外交政策の原則に關する猛烈な論争と時を同じくした。各黨派は論争の爲に同條約を引用し、情勢の判断に於て自黨が正しく、反對黨が誤つてゐる事の證左と爲した。

一方ドイツ外相の言葉を借りれば獨ソ條約は日本とソヴェートとの關係に好影響をもたらすであらう。又それは同様に獨日友好關係に寄與するだらうと云ふ確信が漸次日本に於て勢力を得て來た。同様な考察ではソヴェートの對日關係をも對獨關係と同様に、即ちソヴェート全國境地帯に於ける平和確保を民主的財閥の満足は得られても極東に於て兩國を共に疲弊せしめ、且財閥の覇權再建を助長するが如き日本との武力紛争を阻止する方向へである。獨ソ條約の目的は一方の緊張を除去して他方の緊張を激化する爲でなく、特に凡ゆる手段によつて紛争の局面を擴大せんとするイギリスの工作に鑑み獨ソ條約は歐亞全土、全民衆の平和維持を象徴するものである。ドイツはこの

目的の爲に私心なく努力してゐるものであり、その工作が日ソ兩友邦によつて感謝されるものと確信してゐる」と述べてゐる。

#### △華僑の數及分布狀況

緬甸 緬甸在住華僑の總數約二十二萬人(一九三一年統計に依れば十九萬人だつた處、過去に於ける毎十箇年の増加率は二萬乃至四萬人であるから現在には二十二萬人と推定された)内、雲南人は七萬でその九割は北、シヤン州及北部國境附近に居住し、福建人は六萬人、廣東人は四萬人、その他地方人約五萬人である。雲南人以外の合計十五萬人の約七割は蘭貴市を中心とする「デルタ」地方に居住し、蘭貴市には約五萬の華僑が居住してゐる。北蘭貴市在住華僑中福建人と廣東人の比率は從來六對四と云はれてゐたけれども、現在は八對二の割合で福建人が多いと云はれてゐる。

又職業的に見ると、北部地方居住の雲南人の多くは、鑛山労働者及び農業等に

## 地方情報

### この實情をはじめて認識す 某廣東女教員の述懐

〔臺北州臨時情報部〕日本の教育界視察の爲寄臺した華南文化協會廣東女教員一行中に皇軍の廣東占領に至るまで彼地にあつて相當抗日宣傳に従事してゐたと言はれてゐる〇〇嬢は次の如く當時の誤信せる狀況を語つた。

日軍の占領があるまで廣東は蜂の巢を突いた様な騒ぎが続き、又英領香港に近いので色々日本側に不利な

報道に満ちて居つた爲、吾々も勢ひこちら側から云へば逆宣傳の事を正銘のものとはばかり信じて來たもので

す。一例を申しますと、事變當初臺灣に残留した華僑が多數虐殺、監禁、掠奪を受けたとか、或は臺北、新竹が中國飛行機の空襲を受けて滅茶苦茶になつたとか云ふ様な宣傳も度々ありました爲、例へば廣東を占領し、汕頭を陥れても、自分の國が混亂して百鬼夜行の有様にあるのだから恐るゝに足らないと云ふ様な不都合な觀測をしてゐる者もありました。そ

れがため口々に日華親善、中日提携と申しましたが、彼方の人達は解る様で解つてゐない有様です。この事實は新中國の第二國民を教養すべき妾達女教員生の中にあつても、今度修學旅行出發に際して色々失禮な疑念から旅行を躊躇した様なことがあつたのに徴しても明白です。

處が此度臺灣に第一歩を印した瞬間から妾達の在來の對日認識が餘りにも淺薄輕率であつたことを認識しました。在臺華僑に對する非道の形跡や國內の混亂の様子や臭ひも致しませぬのは本當に意想外です。一行中夜間にまた酷いものになると日中の自由見學時間につまらないことを危んで決して外出しないものが居つたのは、畢竟その不認識に基いたこと

です。此度の視察で妾達は本當に無言の裡に日華親善の意義を認識すると共に勇んで新中國に更生し得る決心がついたのは誠に感激に堪えませぬ。云々

#### 司法保護思想と童心

〔臺中州臨時情報部〕 臺中州聯合保護會では州下各小公學校から司法保護に就ての作文を募集中であつたが、兒童には遠い問題であるも、教師の指導が徹底した故によく司法保護の精神を掴み得てゐる、各審査員に於て審査の結果入選決定し賞品は學校を経て兒童に交付されることゝなつた。

#### 臺中州下指定

##### 街庄の防空訓練

〔同部〕 臺中州下に於ける防空法上指定の各市街に於ては九月十七日より同三十日までの間に於て日割を定め各個訓練を實施し、同訓練期間空襲警報、同解除の傳達のためサイレンを使用することゝなつたが、訓練の主要課目は警報傳達、燈火管制、消防、防毒、救護、狀況監視等で尙ほ模範燈火管制實施、家庭防空機關の活用等も行はれてゐる。

#### 臺中更生住宅

〔同部〕 臺中市方面委員事業助成會では豫て窮民救助、生産資金貸付、施療隣保事業、貧困兒童學用品給與等各種事業を行ひつゝあるが、積極的窮民救助の一方法として市内下橋頭に約二千餘坪を得て窮民

收容の住宅建設を計畫し、これに更生住宅の名稱を附し過般來起工中のところ此の程上棟式を擧げる段取をなつた。住宅は十二棟六十八戸で外に事務所、職業指導所、豚舎、鶏舎等を有し將來は蔬菜園等を設ける豫定となつて居る。各方面に散在するカード階級を收容しその生活を向上せしめる事となる次第である。

#### 軍夫の父と妻の美談

一、愛兒の死を秘し己の死も秘めて夫に捧ぐ銃後の意氣

〔高雄州臨時情報部〕 高雄市田町に住む張樹牛は淺野セメント會社の臨時職工として勤めてゐたが、昭和

十三年十月、軍夫として徵備せられ出征することになつた時、恰度生後三箇月の二男の明敏は感冒に罹り危篤に陥つてゐた。彼は子供の看病を妻の金鳳に呉々も頼んで勇躍出征したのである。

處がそれからの二週間を全人生として哀れ明敏は急性肺炎のために死亡してしまつた、葬儀は部落民の同情や保正の盡力でやつと済ますことが出来たのであるが、夫は御奉公中のものであるから、と云つて金鳳は明敏の死を秘し、彼女は甘蔗賣りや洗濯婦をやつて五つになる長女の秋花と共に糊口を凌ぎつゝ夫からの送金を鶴首して待つてゐたのである。

年末になつて夫からの送金もあり高雄州軍事扶助會からも扶助金を貰

ひ、生活の

が、戦地の夫からは明敏の寫眞を送つてくれと書き添へてあつた、夫に後顧の憂ひのないやうにする爲には愛兒の死を秘してゆかねばならず、考へた末町内の陳來添の三男福文を借りて明敏の着物を着せ、長女の秋花と自分と共に一家族の如く装つた寫眞を撮つて夫の許へ送つた處、今年三月にまた明敏一人の寫眞を送つてくれと云つて來られ、また福文を借りて撮したものゝ、その内妻の金鳳も急性腸加答兒に罹り二十日程臥床して遂に愛兒の後を追つてしまつた。

其處で金鳳の母が屏東からやつて來て保正蔡福蔭、黃猪、陳武璋等の騰入りで葬儀を済ましたが、金鳳の

母も戦地にある張樹牛には妻子の死を秘めてをかねばならぬ、と悲壯な決意を見せ、町内の人々はその健氣な心に感じ、聯合保甲、淺野セメント會社、同社職工その他から相當な香奠を贈られたのであつた。孤兒として残された長女秋花は金鳳の實家に引き取られたが、金鳳のこの健氣な行爲は誠に立派な軍夫の妻の物語りとして人々の胸を打つてゐるのである。

#### 二、歸つてみれば弟は亡く

##### 血涙のんだ親心も尊し

〔同部〕 恒春郡滿洲信用組合常務の潘阿力の長男永昌は軍夫として某日出征、父は暇さへあれば激勵の手紙を戦地に送つてゐた。

處が今年の八月一日東港郡役所に勤めてゐた次男の永和がチブスで急逝したが、父は出征中の長男の志氣が沮喪してはならぬとばかり次男の死を秘し只管永昌の武運長久を祈つてゐた。

喪しない様飽く迄次男の不幸を涙を呑んで秘してゐた。八月永昌は解除となり、恒春に歸省する途中軍中で弟永和の不幸を聞き恒春に於ける奉告祭を無事に済ませて歸宅すると、どうして弟の死を知らせしはくれなかつたか、と父に怨み言を述べると

であるから、弟の一人や二人は死んでもいゝぢやないか、今更女々しく泣くのは日本男子らしくない  
と父は涙を浮べながらも永昌を激勵したので、其の場に居合はせた庄内の人々もこの父の態度の尊嚴さに感動させられたと云ふ。

「お父さん、弟の永和から近頃少しも文通がないのですが相變らず、元氣で東港郡役所に勤務してゐるのですか。」  
と訊ねた、父は  
「いや永和は家が忙しくて最近役所の方は辭めさせ、家で手傳つてゐるから歸る時は東港へ廻らずに家に歸つて來なさい」と長男が家に落付く迄は志氣の沮

昭和十四年九月廿九日印刷  
昭和十四年十月一日發行 (月三回發行)  
臺灣總督府臨時情報部  
臺北市榮町二丁目十五番地  
印刷人 加藤 豊吉  
臺北市京町二丁目四十三番地  
印刷所 小塚本店印刷工場

臺灣總督府臨時情報部製作  
文化映畫『廣東』 (第一報)

臺灣總督府臨時情報部に於ては今度南支派遣軍報道部補導の下に戰史に輝く皇軍の南支攻略一周年を期して文化映畫『廣東』を製作する事に決定した。  
同映畫は正義皇軍の不斷の努力と一衣帯水の間在る吾臺灣の献身的協力に依つて着々と進められつゝある廣東の復興と建設の現状を紹介し吾民族の南進に一大旋回と前進を與へ以て一層聖戰の意義を認識せしむる目的の爲製作せらるゝものである。  
其内容は第一に廣東を中心とする南支南洋の地理體系を示し特に南進の據點としての臺灣の重要位置を指摘する、第二に海港廣東(其特徴たる珠江デルタ)と其歴史の繁榮を紹介し優勢なる廣東出身海外華僑の分布を示す、第三には革命の根源地としての廣東と廣東人の民族的性格を表現して此財閥と性格に依つて結ばれた廣東の抗日勢力の侮り難き物ありしを指摘し其處に南支攻略の必然性と經過を語る。かくて第四には無敵皇軍の果敢なる作戦に依り攻略後の廣東の復興と臺灣官民の協力に依つてなされつゝある文化的、經濟的建設の現状を力強く紹介せんとするものである。  
製作は東京藝術映畫社に委嘱し同社スタッフ七名は二十五日〇〇出發御用船にて既に現地に向け出發した。

本映畫の製作に當りては情報部に於ても文化映畫として典型的なものたらしめんとして特に同時録音機(ダブル萬寶システム)も携行して慎重なる態度で製作に臨んでゐる。  
尙出來上りは二三巻物程度になる見込で現地撮影に一箇月、編輯仕上げに約一箇月を費す豫定である。

郵報

昭和十二年九月二十日第三種郵便物認可  
昭和十二年九月二十日發行

(毎月一日、十一、廿一日發行) 第七十五號

—本書の大きさは國定規格A5列—



多霊を徳び  
遺族を護りませう

院護保事軍